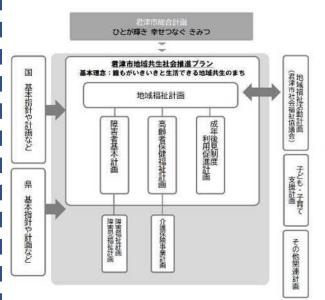
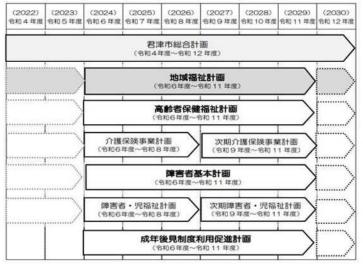
君津市地域共生社会推進プラン 共通事項

(1)計画の策定の背景と趣旨

少子高齢化や単身高齢者世帯の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、地域社会のつながりの 希薄化など、福祉に関わる社会状況が大きく変化する中で複雑化・多様化する福祉課題に対し、福祉 施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「障害 者基本計画」「成年後見制度利用促進計画」を策定する。

(2)計画の位置付け・期間





(3)計画の基本理念

【誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち】

■ 市の福祉施策の目指す姿を実現するため、共通理念として「誰もがいきいきと生活できる地域共■ 生のまち」を掲げ、すべての市民が福祉の担い手となってともに支え合い、誰もが住み慣れた地域■ で安心して暮らしせるまちを目指す。

第1章 計画の策定にあたって

(1)計画策定の趣旨

少子高齢化やライフスタイルの多様化、核家族化の進行などに加え、感染症の流行、物価高騰など、社会環境が大きく変化する中で、複雑化・多様化する課題が顕在化している。こうした中で、市民の地域福祉向上のため、高齢者、障害者、児童等、それぞれの福祉分野における共通事項や、横断的な取組を内容とする「君津市地域福祉計画」を策定し、これを地域福祉の基本的指針として、「君津版地域共生社会」の実現を目指す。

(2)計画の位置付け

社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」

(3)計画策定の経過

- ①君津市地域福祉計画推進委員会による協議
- ②意識調査による現状把握
- ③地区別懇談会による地域の福祉課題の整理

第2章 地域福祉の現状と課題

意識調査や地区懇談会の結果から、地域福祉を取り巻く課題を整理した。

- ①地域の助け合いの基礎となる近所づきあいの希薄化や自治会加入率の低下
- ②高齢化による地域福祉の担い手不足
 - →基本目標1 「地域における支え合いのための人・基盤づくり」
- ③地域のつながりの希薄化・担い手不足による災害時等有事の際の懸念
- ④高齢化等による地域で日常生活を送るうえでの不便さや不安要素
 - →基本目標2 「誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり」
- ⑤子育て世帯の貧困など、福祉課題の複雑化・複合化
- ⑥福祉に関する情報が必要な人に届きにくい
- ⑦相談窓口や支援へつなげる手段がわからない
 - →基本目標3 「適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり」

第3章 基本目標と施策体系

基本目標

(1)地域における支え合いのための人・基盤づくり

地域住民が地域での活動や人との関わりを通じて顔の見える関係をつくることが地域での助け合い、支え合いの基盤となるため、地域参加・地域交流の促進を図る。

さらに、高齢化や多様化する福祉課題に対応する地域福祉の担い手不足に対し、福祉人材の育成や 地域福祉活動の支援を行うことで、将来に向けて支え合い・助け合いの体制を整えていく。

(2) 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

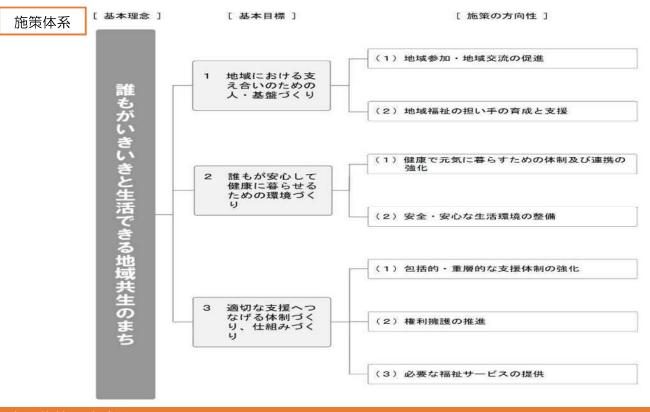
生きがいを持ち、健康な生活が送れるよう健康増進を図る取組を進めるとともに、医療・保健・福祉の連携を強化し、地域包括ケアシステムを推進する。

バリアフリー化や防災対策の強化を通じて、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める。

(3) 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

市民が安心して充実した生活を送れるよう、相談体制の強化、権利擁護を推進するとともに、生活支援や住環境の整備等の福祉サービスを誰もが円滑に受けられる仕組みづくりに取り組む。

さらに、各支援機関や窓口の連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題に対して適切な支援へつ なげる体制づくりを進める。



第4章 施策の方向性

基本目標1 地域における支え合いのための人・基盤づくり

- (1)地域参加・地域交流の促進
 - 地域コミュニティ活動の推進

子どもから大人まで様々な人々が意欲的に地域活動へ加わり、地域の絆をより深めることができるよう、地域コミュニティの更なる活性化を図る。

② 顔の見える関係づくりの推進

孤立化を防ぎ、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、近所付き合いの中での声かけや見守り、サロン活動、介護予防教室等への参加を通じて、平時、非常時を問わず助け合える地域づくりを進める。

③ 誰もが気軽に参加できるきっかけ・場の提供 市民一人ひとりの状況に応じた「きっかけ」・「場」づくりを行うことで、誰もが気軽に社会参加ができる環境を整備する。

(2) 地域福祉の担い手の育成と支援

① 福祉人材の育成・確保

少子高齢化の中で多様化する地域生活課題に対応するため、地域福祉の担い手の育成・確保に取り組む。

- ② 地域におけるボランティアや地域活動への支援 地域で活動するボランティア団体や福祉関係団体等を支援し、福祉活動への住民参加を促進する。
- ③ 福祉への理解の推進

住民同士が協力し、助け合うための福祉意識の向上を図るため、福祉教育や広報活動を推進する。

基本目標2 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

- (1) 健康で元気に暮らすための体制及び連携の強化
 - ① 地域における多様な見守り体制の整備

福祉の支援を必要とする方が安心して暮らすため、地域活動や相談支援等、多様な主体による見守り体制を整備する。

② 運動習慣の定着とフレイル予防の推進 住み慣れた地域で健康な生活を送っていくため、病気や要介護状態になることを未然に防ぎ、健康で元気に暮らせるまちを目指す。

③ 医療・保健・福祉の連携強化

安心して地域で暮らすため、医療・保健・福祉の連携による在宅ケア等のサービス提供体制の整備をより一層推進するほか、行政・事業者・関係団体等の連携を強化し、円滑なサービス提供に努める。

(2) 安全・安心な生活環境の整備

① 避難行動要支援者対策の推進

関係機関や地域支援者と連携し、災害時に、ひとりで避難することが困難な方への避難支援の取組を進め、地域ぐるみの避難支援体制を強化する。

② 必要な移動の支援

移動に支援を必要とする高齢者や障害者などの日常生活等を支援するため、各種サービスを実施する。

③ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 誰もが日常生活を営むうえでの障壁(バリア)を取り除く取組を進めるほか、誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、暮らしやすいまちづくりを進める。

基本目標3 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

(1) 包括的・重層的な支援体制の強化

① 重層的な相談支援体制の強化

複雑化・複合化した課題に対して、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者などの属性を問わない相談支援を行う。各機関だけでは対応が困難な事例に対しては、多機関協働による役割分担や支援の継続により、 課題解決に努める。

② 困難を抱える子どもへの支援

子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、困難を抱える子どもへの包括的・重層的な支援を推進する。

③ 福祉に関する情報発信の充実

様々な地域福祉活動やボランティアの情報、地域のイベント、気軽に相談できる場所、福祉サービスの内容など、生活環境や福祉に関する情報が住民に届くよう、情報発信の充実を図る。

(2) 権利擁護の推進

① 権利擁護のための意思決定の支援

日常生活を送るうえでの意思決定に支援が必要な高齢者や障害者に対する支援制度の周知・充実や相談 体制の整備を行うことで、権利擁護を推進する。

② 暴力・虐待の防止・早期発見

高齢者、障害者、児童等への暴力・虐待に対応できる対応体制を整え、未然防止・早期発見に取り組む。

③ 認知症等への対応

認知症となっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、 認知症の早期診断、早期対応に向けた効果的な支援体制を整備する。

(3) 必要な福祉サービスの提供

① 子ども・子育て世代への支援

子どもの状況に応じた子育て支援サービスの提供や多様化するニーズに沿った支援を地域全体で行うことで子どもたちの健やかな成長をサポートする。

② 高齢者への支援

高齢者が地域の支え合いの中で、いつまでも健康でいきいきと暮らせる地域づくりを目指す。

③ 障害者への支援

障害福祉サービス提供体制や支援体制の充実を図り、障がいのある方が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できるまちを目指す。

④ 生活困窮者等への支援

身近な相談窓口の整備・拡充や訪問等による相談体制を強化し、全ての人が孤立することなく安心して 生活できる環境づくりを進めます。

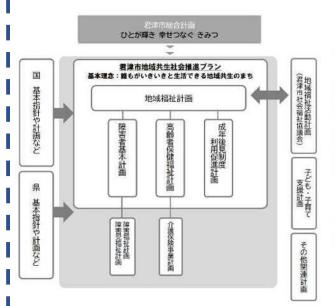
君津市成年後見制度利用促進計画(素案)概要版

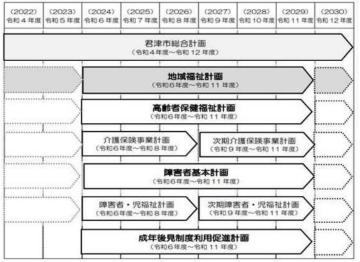
君津市地域共生社会推進プラン 共通事項

(1)計画の策定の背景と趣旨

少子高齢化や単身高齢者世帯の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、地域社会のつながりの 希薄化など、福祉に関わる社会状況が大きく変化する中で複雑化・多様化する福祉課題に対し、福祉 施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「障害 者基本計画」「成年後見制度利用促進計画」を策定する。

(2)計画の位置付け・期間





(3)計画の基本理念

【誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち】

■ 市の福祉施策の目指す姿を実現するため、共通理念として「誰もがいきいきと生活できる地域共■ 生のまち」を掲げ、すべての市民が福祉の担い手となってともに支え合い、誰もが住み慣れた地域■ で安心して暮らしせるまちを目指す。

第1章 計画の策定にあたって

(1)計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分ではない人が、財産管理 や福祉サービス等の契約締結など、必要な手続きを行う場合に、ご本人の権利を守り、生活を支援す る制度である。国は、本制度が高齢者や障害者を支える重要な制度であるにもかかわらず、全国的に 十分に活用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を 施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進計画」を策定した。

利用促進法第14条第1項には、市町村の講ずる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

このようなことから、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備するため、本計画を策定する。

(2)計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進計画」

(3)計画策定の経過

- ①君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会による課題の把握や意見聴取、関係機関の調整等
- ②意識調査による現状把握

第2章 成年後見制度の利用に関する現状と課題

国や市の実績、意識調査や成年後見制度利用促進計画策定委員会の結果から、成年後見制度を取り巻く課題を整理した。

(1) 成年後見制度の利用状況

高齢化の進行による成年後見制度利用者の増加や、制度の対象となる高齢者、障害者の増加などの傾向が見られる。

(2) アンケート(意識調査)による課題

成年後見制度そのものの認知度が低く、制度の利用に繋がる相談先も知られていないことが判明した。

(3) 成年後見制度利用促進計画策定委員会の意見

計画策定にあたり、令和5年6月より、成年後見制度において実際に後見人等を担当する専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)を策定委員に迎え、君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会を複数回開催し、君津市の成年後見制度の課題について意見を聴取した。主な課題は以下のとおり。

- ・高齢者の課題として、高齢化や、認知症の高齢者の増加により、成年後見制度の必要性が高まっていくことが予想される。また、日常生活や金銭管理に不安を持つ方が増加すると見込まれる。
- ・障害者の課題として、障がいのある子どもを持つ多くの親が、親亡き後を心配していることや、障がいのある方を見守る家族等の高齢化が進んでいることから、財産管理などの支援が必要な障害者が増加することが見込まれる。
- ・制度を必要とする方が必要な時に制度を認知し、利用できるよう、広報や周知の工夫が必要。
- 相談窓口の整理や連携の強化
- ・後見制度の需要増加に対応できる体制づくり
- ・成年後見に関する相談先や合議体の整備・設置の必要性
- ・成年後見支援センターの充実、体制整備の必要性
- ・後見人等が安心して受任できる環境づくり
- ・後見人等の担い手の不足の解消
- 後見人等報酬助成制度の見直し
- 市民後見人の育成、市民後見人養成講座修了者の活躍支援

第3章 計画の基本的な考え方

(1)計画における取組

①権利擁護支援のための地域連携ネットワーク(合議体)の構築

既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携の仕組みを構築するもの。

ネットワークを構成する3つの要素は以下のとおりで、これらの整備が必要。

- ・本人を見守り、本人の意志や状況を把握して、権利擁護支援を行う「チーム」
- •「チーム」の支援と、地域の関係者・団体等の連携づくりを進める「協議会」
- 「チーム」と「協議会」のコーディネートを行う「中核機関」

②中核機関の整備

施策体系

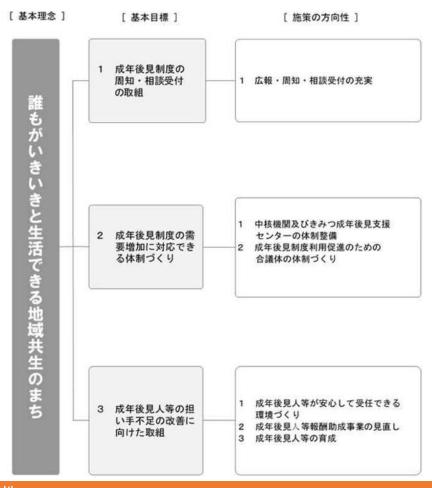
中核機関とは、ネットワークを構成する3つの要素の一つであり、ネットワークのコーディネートを担う機関。中核機関は、下記の4つの機能を働かせ、ネットワークの3つの役割を遂行する。 ・4つの機能(広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援)

③中核機関の運営について

国の基本計画では、地域の実情に応じて、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されている(市町村直営または委託等)。

本市では、君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会において、中核機関の運営体制について、 委員への意見聴取や市の実情の分析、近隣市の視察や実態調査などを実施した。

その結果、君津市と市社会福祉協議会のパートナーシップにより、当面は共同体制で中核機関の 運営を実施する方向で検討を進める。今後、計画期間の令和6年度において、具体的な組織設計を 行い、必要な機能や運営体制を整備する。



第4章 施策の方向性

基本目標1 成年後見制度の周知・相談受付の取組を進めます

- (1) 広報・周知・相談受付の充実
 - ① 市民向けの広報・周知活動

権利擁護や、成年後見制度に関する広報、周知活動の実施のほか、権利擁護や成年後見制度に関する相談窓口の周知活動を実施する。

② 福祉関係者等への広報周知活動 権利擁護を必要とする高齢者や障害者を、相談へ繋ぐ役割を担う人々(家族・民生委員・福祉関 係者等)への周知、広報活動を実施する。

③ 明確な相談受付窓口の設置

現在の相談窓口(きみつ成年後見支援センター、高齢者支援課、障害福祉課)を継続的に運営するとともに、中核機関の設置を見据えて、窓口の整理や情報連携を検討する。

④ 市長申立の周知と適切かつ迅速な実施

市長申立て制度の周知と、適正かつ迅速な実施を行うほか、制度についての周知を進める。

⑤ 市民後見人養成講座修了者の活躍支援

市民後見人養成講座修了者が、講座で学んだ知識等を活かして、地域福祉の担い手や、成年後見制度の広報・周知活動等に活躍してもらうための支援について、検討する。

基本目標2 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくり

- (1) 中核機関及び成年後見支援センターの体制整備
 - ① 中核機関の設置に向けた取組

中核機関の設置について、スケジュールを作成して取り組む。

② きみつ成年後見支援センターの活動の充実と促進

センターに必要な人員や予算の整備・充実を促進する。

- (2) 成年後見制度利用促進のための合議体の体制づくり
 - ① 地域連携ネットワークの構築に向けた検討と取組 福祉の支援を必要と「協議会」、「チーム」、「中核機関」からなる地域連携ネットワークの構築に向けた検討を進め、スケジュールを作成して取り組む。
 - ② 権利擁護支援のための協議会及び定例会の準備・開催 地域連携ネットワークの構成要素であり、地域の関係者や団体等との連携作りを進める「協議会」と、成年後見印等の受任調整や様々なケースの検討などを行う「定例会」を定期的に準備・開催するために、スケジュールを作成して取り組む。

基本目標3 成年後見制度の担い手不足の改善に向けた取組

- (1) 成年後見人等が安心して受任できる環境づくり
 - ① 成年後見人等の相談支援体制の整備

後見人等が安心して受任できる環境づくりのため、地域連携ネットワークや中核機関の機能を を活用した、成年後見人等の相談に対応できる相談窓口の整備や、各種専門職や行政で構成され るチームを、必要に応じて構築できる体制づくりに、スケジュールを作成して取り組む。

- (2) 成年後見人等報酬助成の実施と取組
 - ① 成年後見人等報酬助成事業の見直し 成年後見人等への報酬助成事業の実施と制度の見直しに取り組む。
- (3) 成年後見人の育成に向けた取組
 - ① 法人後見の受任体制の充実に向けた取組の促進 きみつ成年後見支援センターの法人後見を担う人材の確保と育成の取組を促進する。
 - ② 市民後見人の育成 市民後見人の育成について検討し、取組を促進する。

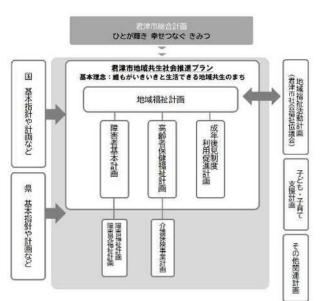
君津市高齢者保健福祉計画(素案)概要版

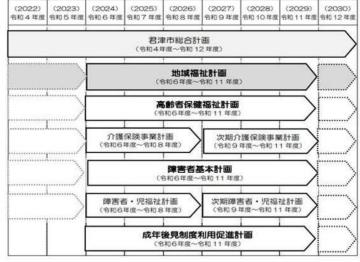
君津市地域共生社会推進プラン 共通事項

(1)計画の策定の背景と趣旨

少子高齢化や単身高齢者世帯の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、地域社会のつながりの 希薄化など、福祉に関わる社会状況が大きく変化する中で複雑化・多様化する福祉課題に対し、福祉 施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「障害 者基本計画」「成年後見制度利用促進計画」を策定する。

(2)計画の位置付け・期間





(3)計画の基本理念

【誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち】

■ 市の福祉施策の目指す姿を実現するため、共通理念として「誰もがいきいきと生活できる地域共 ■ 生のまち」を掲げ、すべての市民が福祉の担い手となってともに支え合い、誰もが住み慣れた地域 ■ で安心して暮らしせるまちを目指す。

第1章 計画の策定にあたって

(1)計画策定の趣旨

高齢者人口が増加し続ける中、2025 年には団塊の世代が 75 歳以上となり、医療や介護、生活支援の需要が更に増加すると予測されている。一方で、生産年齢人口は減少が見込まれ、今後、急激に高齢化が進む地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構造の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なる。こうした中長期的な人口動態、介護ニーズ等の見込等を踏まえ、年齢を重ねても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、本計画を策定する。

(2)計画の位置付け

老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」

介護保険法第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」と一体的に策定する

(3)計画策定の経過

- ①君津市介護保険運営協議会による協議
- ②実態調査による現状把握

第2章 高齢者福祉の現状と課題

実態調査の結果から、高齢者福祉を取り巻く課題を整理した。

- ①生きがいづくりと元気な暮らしの支援
- ②高齢者のフレイル予防・介護予防の推進
 - →基本目標1 「いきいきいと健康に暮らせるまち」
- ③住まいの環境整備
- ④高齢者を地域で支える体制づくりの推進
- ⑤外出環境の向上
- ⑥高齢者の権利擁護
- ⑦生活支援サービスの充実
- 8認知症施策の総合的な推進
- ②在宅医療・介護連携の推進
- ⑩地域包括支援センターの機能強化
 - →基本目標2 「安心して暮らせる地域共生社会の推進」
- ⑪介護サービスの整備推進
- ⑩介護人材の確保及び資質向上
- (3)介護現場の生産性向上のための取組
 - →基本目標3 「介護サービス提供体制の整備と人材確保」

第3章 基本目標と施策体系

基本目標

(1) いきいきと健康に暮らせるまち

生きがいの有無は、幸福度に大きく影響しており、いつまでも仕事や趣味を持つこと、そして社会参加は、心身の健康の維持とともに、フレイル(虚弱)状態及び要介護のリスクを回避するためにも大変重要である。高齢者が、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、社会参加を促進するための施策を推進する。

また、身体全体の健康をサポートすることで自分の健康を実感し、活動的に過ごす高齢者を増やし、 健康寿命の延伸につなげるため、介護予防教室などの開催や、生活習慣病の重症化からのフレイル予 防のため、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを進める。

(2)安心して暮らせる地域共生社会の推進

高齢者を地域で支える体制づくり、移動手段の確保、高齢者の権利擁護、認知症施策、在宅医療と在宅介護の連携、地域包括支援センターの機能強化など、高齢になっても安心して暮らせる環境づくりを進める。

(3)介護サービス提供体制の整備と人材確保

住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、介護サービスの円滑な提供を推進するとともに、介護 人材の確保や介護現場の生産性向上のための取組みを進める。 施策体系

[基本理念]

誰もが いきいきと生活できる地域共生のまち [基本目標]

[施策]

いきいきと健康に 暮らせるまち

- 生きがいづくりと元気な暮らしの 支援
- 2 高齢者のフレイル予防・介護予防 の推進

地域で安心して暮らせる

地域共生社会の推進

- 住まいの環境整備
- 2 高齢者を地域で支える体制づくり の推進
- 3 外出環境の向上
- 4 高齢者の権利擁護
- 5 生活支援サービスの充実
- 6 認知症施策の総合的な推進
- 7 在宅医療・介護連携の推進
- 8 地域包括支援センターの機能強化

介護サービス提供体制の 整備と人材確保

- 介護サービスの整備推進
- 2 介護人材の確保及び資質向上
- 3 介護現場の生産性向上のための 取組

第4章 施策の方向性

基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまち

- (1) 生きがいづくりと元気な暮らしの支援
- ① 高齢者の就労、社会参加の促進
- (2) 高齢者のフレイル予防・介護予防の推進
- ① 介護予防の推進 ② フレイル予防の推進

基本目標2 安心して暮らせる地域共生社会の推進

- (1) 住まいの環境整備
- ① 高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保
- (2) 高齢者を地域で支える体制づくり
- ① 生活支援体制整備事業 ② 介護予防・生活支援サービス事業
- ③ 災害に備えた情報伝達体制、避難支援体制の整備 ④ 重層的な支援体制の構築
- (3) 外出環境の向上
 - ① 外出しやすい環境づくり
- (4) 高齢者の権利擁護
 - ① 成年後見制度利用促進支援 ② 高齢者虐待の防止 ③ 消費者被害対策の推進
- (5) 生活支援サービスの充実
 - ① 介護予防・生活支援サービス事業 ② 高齢者を見守る取組の推進 ③ 家族介護に対する支援の充実
 - ④ ヤングケアラーを含む家族介護支援の対策
- (6) 認知症施策の総合的な推進
 - ① 認知症予防に向けた取組の推進 ② 認知症の早期診断、早期対応の支援体制
 - ③ 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられる体制の構築
- (7) 在宅医療・介護連携の推進
 - ① 地域医療・介護の資源の把握 ② 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の推進 ③ 市民への普及啓発
- (8) 地域包括支援センターの機能強化
 - ① 地域包括支援センターの運営方針 ② 地域包括支援センターの各事業・業務の方針
 - ③ 重層的な支援体制の構築

基本目標3 介護サービス提供体制の整備と人材確保

- (1) 介護サービスの整備推進
 - ① 安心して生活し続けるための介護サービスの整備と質の確保 ② 災害・感染症対策の推進
- (2) 介護人材の確保及び資質向上
 - ① 介護人材参入促進(研修等の助成) ② 介護人材定着支援
- (3) 介護現場の生産性向上のための取組
 - ① 介護ロボット・ICT の活用促進 ② 働きやすい環境づくりの支援

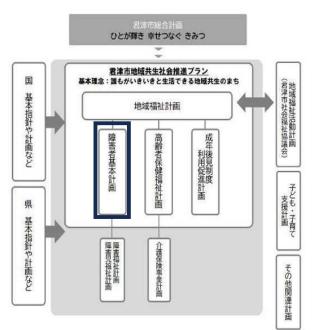
6

君津市地域共生社会推進プラン 共通事項

Ⅰ (1)計画の策定の背景と趣旨

少子高齢化や単身高齢者世帯の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、地域社会のつながりの 希薄化など、福祉に関わる社会状況が大きく変化する中で複雑化・多様化する福祉課題に対し、福祉 施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「障害 者基本計画」「成年後見制度利用促進計画」を策定する。

(2)計画の位置付け・期間





(3)計画の基本理念

【誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち】

■ 市の福祉施策の目指す姿を明確化するため、共通理念として「誰もがいきいきと生活できる地域 共生のまち」を掲げ、すべての市民が福祉の担い手となってともに支え合い、誰もが住み慣れた地 域で安心して暮らしせるまちを目指す。

第1章 障害者基本計画の策定にあたって

(1)計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化している。こうした中で、国においては、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっている。本市では、国の方向性や君津市の福祉の目指す方向性を踏まえて、「第4次君津市障害者基本計画」を策定し、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していく。

第2章 障害福祉の現状と課題

「第3次君津市障害者基本計画」の基本目標ごとに、国の方針、これまでの事業の評価や市民へのアンケート調査、地区懇談会等の結果を踏まえて、次期計画に向けた課題を整理しました。

基本目標1

サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていくためには、身近に相談できる体制が整っていることが重要。

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、関係機関やサービス提供事業所等と連携するための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの提供、支援を行うことが必要。

基本目標2

地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

地域生活を希望する障がいのある人の入所施設から地域生活への移行を支援するにあたり、多様化するニーズに対応した相談体制の強化や各種サービスの提供体制を整備していくことが必要。

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し、働き続けることのできる環境整備が必要。

基本目標3

障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労 支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要。

乳幼児健診や各種相談支援事業などを通じて障害を早期に発見し、早期療育を受けることができるよう子育て環境の整備が求められます。また、子どもの成長や発達に応じ、関係機関が連携した切れ 目のない支援ができる、一体的な支援体制の構築が必要。

基本目標4

安全で安心なまちづくりの推進

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、保健・医療等の関係機関の連携強化が必要。

災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保 等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要。

基本目標5

障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要。

差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、 法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要

第3章 基本目標と施策体系

計画の体系



第4章 施策の方向性

基本目標1

サービス提供体制の充実

(1) 障害福祉サービス提供体制の充実

【事業の展開】①障害福祉サービスの提供体制の充実 ②障害福祉サービスの円滑な運営体制

(2) 地域生活支援事業の推進

【事業の展開】①地域生活支援事業の提供体制の充実

(3) 相談支援体制の充実

【事業の展開】①身近な相談窓口の充実等 ②地域での相談活動の充実

③障害者ケアマネジメント体制の充実 ④重層的な支援体制の強化

基本目標2

地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

(1) 地域自立生活の支援・促進

【事業の展開】①地域自立生活の支援・促進

(2) 住宅・生活環境の整備(居住の場の充実)

【事業の展開】①住宅のバリアフリー化の促進 ②グループホーム等への支援

(3) 地域支援体制の強化

【事業の展開】①地域生活支援拠点等の体制強化

(4) 社会参加を支える取組

【事業の展開】①社会参加の機会の創出 ②視覚障がいのある人の読書環境の整備

(5) 就労の促進・充実

【事業の展開】①一般就労の促進 ②福祉的就労の促進

(6) スポーツ・文化活動の充実

【事業の展開】①スポーツ・レクリエーション・余暇活動等の促進 ②生涯学習の促進

(7) 移動支援施策の充実

【事業の展開】①外出・移動支援施策の推進 ②コミュニティバスの利用に関する支援

(8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【事業の展開】①情報提供の際の配慮 ②コミュニケーション支援施策の充実

③情報バリアフリーの促進(情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に 基づく施策の充実)

基本目標3

障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

(1) 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

【事業の展開】①専門的な発達支援の充実 ②切れ目のない一貫した支援

(2) 療育支援体制の充実

【事業の展開】①療育支援体制の充実 ②療育支援体制の整備

(3) 障害児教育の充実等

【事業の展開】①就学相談・教育相談の充実 ②学校施設の整備 ③放課後児童対策の推進

基本目標4

安全で安心なまちづくりの推進

(1)保健・医療施策の推進

【事業の展開】①疾病の予防と早期発見 ②医療給付などの利用促進 ③精神疾患等のある人や難病患者支援の推進 ④重度障がいのある人等(強度行動障害、医療的ケアが必要な重症心身障害等)への支援

(2) 災害や感染症対策等の充実

【事業の展開】①緊急通信手段の充実 ②災害対策の推進 ③感染症対策の周知・啓発

(3) 生活支援のための施策の充実

【事業の展開】①各種手当等の利用促進

基本目標5

障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現

(1)人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

【事業の展開】①「福祉のまちづくり」の推進

(2)権利擁護のための施策の充実

【事業の展開】①権利行使の支援 ②差別・虐待防止対策の推進(事業所等への働きかけの強化等)

(3)「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進

【事業の展開】①広報・啓発・普及活動の充実 ②福祉・人権教育の推進 ③学校等での交流・共同学習の 推進 ④ボランティア活動の充実

(4) 依存症対策の推進

【事業の展開】①依存症の理解を深めるための普及啓発と相談体制の充実